

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月27日
【会社名】	株式会社西武ホールディングス
【英訳名】	SEIBU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 高志
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 (注) 本社業務は下記本社事務所において行っております。 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1(本社事務所)
【電話番号】	(04)2926-2645
【事務連絡者氏名】	取締役広報部長 西山 隆一郎
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
【電話番号】	(04)2926-2645
【事務連絡者氏名】	取締役広報部長 西山 隆一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月25日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、後藤高志、高橋 薫、上野彰久、喜多村樹美男、西井知之、伍堂文康、西山隆一郎及び若林 久を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、深澤 勲及び迫本栄二を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

第6号議案 取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

< 株主提案（第7号議案から第13号議案まで）>

第7号議案 取締役解任の件

第8号議案 定款の一部変更の件（痴漢冤罪対策）

第9号議案 定款の一部変更の件（営業課題不達成により株主に損失を与えた代表取締役の謝罪）

第10号議案 定款の一部変更の件（創業者への敬意）

第11号議案 定款変更の件（外国人差別の禁止）

第12号議案 定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）

第13号議案 定款の一部変更の件（受託者責任を負う株主の議決権行使の開示）

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
ならびに当該決議の結果

< 会社提案 (第 1 号議案から第 6 号議案まで) >

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率	決議の結果
第 1 号議案	2,785,365	8,075	0	98.40%	可決
第 2 号議案					
後藤高志	2,784,257	9,183	0	98.36%	可決
高橋 薫	2,785,197	8,243	0	98.39%	可決
上野彰久	2,785,187	8,253	0	98.39%	可決
喜多村樹美男	2,785,217	8,223	0	98.39%	可決
西井知之	2,785,137	8,303	0	98.39%	可決
伍堂文康	2,785,237	8,203	0	98.40%	可決
西山隆一郎	2,785,037	8,403	0	98.39%	可決
若林 久	2,784,967	8,473	0	98.39%	可決
第 3 号議案					
深澤 勲	2,786,062	7,378	0	98.42%	可決
迫本栄二	2,786,022	7,418	0	98.42%	可決
第 4 号議案	2,783,687	9,553	0	98.35%	可決
第 5 号議案	2,781,585	11,855	0	98.27%	可決
第 6 号議案	2,781,263	12,177	0	98.25%	可決

< 株主提案 (第 7 号議案から第13号議案まで) >

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率	決議の結果
第 7 号議案	37,444	2,755,694	0	1.32%	否決
第 8 号議案	34,189	2,758,979	0	1.21%	否決
第 9 号議案	33,088	2,760,110	0	1.17%	否決
第10号議案	32,299	2,760,949	0	1.14%	否決
第11号議案	30,884	2,762,284	0	1.09%	否決
第12号議案	32,374	2,760,784	0	1.14%	否決
第13号議案	32,131	2,761,047	0	1.14%	否決

(注) 1 . 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第 1 号議案及び第 4 号議案から第 6 号議案までは、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第 2 号議案及び第 3 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第 7 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第 8 号議案から第13号議案までは、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成です。

2 . 賛成率は、出席議決権数 (事前の議決権行使期限までに行使された議決権の個数と当日出席した株主の議決権の個数の合計数) に対する、当社において賛成を確認した議決権の個数の割合により算出しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前の議決権行使期限までに行使された分に加え、当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して当社において確認を行った分を合計したことにより、決議事項が可決されるための要件を満たしたか否かが明らかとなり、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛否の確認を行っていない議決権の数については加算していません。

以 上